

公告

一般競争入札を下記のとおり行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岩美町財務規則（昭和 62 年岩美町規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 130 条の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 9 日

岩 美 町 長
(公 印 省 略)

記

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件の名称	所在地	区分	地目等	面積 (㎡) (延床面積)		最低入札価格
(元) 特別 町営住宅	岩 美 町 大 字 浦 富 字 上 株 6 8 0 番 地 5	土地	宅地	公簿	720.78	13,840,000 円
		建物	共同住宅	公簿	310.56	【内訳】 土地相当額：13,400,000 円
		建物	物置	公簿	14.85	建物相当額： 440,000 円(消費税 及び地方消費税の額を含む)
		建物	物置	公簿	14.85	

※ 詳細は、入札参加要領及び物件調書のとおり

(2) 入札書の記載

入札額は土地と建物(税抜)それぞれの契約希望額の合計を記載すること。

入札書内訳に記載する土地と建物の金額がそれぞれの最低入札価格を下回る場合は、入札無効とする。

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 居住する（所在する）市区町村の税金を滞納している者
- (5) その他岩美町長が不適当と認める者

3 契約する者 岩美町長 長戸 清

4 入札手続き及び契約に関する担当課

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675 番地 1

岩美町役場 住民生活課 住宅係

電話 0857-73-1415

FAX 0857-73-1583

Email juutaku@iwami.gr.jp

5 入札手続等

(1) 入札参加要領等の交付方法

本件公告の日から開札日の前日までの間に、インターネット上の岩美町ホームページ (<https://www.iwami.gr.jp/>) から入手すること。

ただし、これにより難い者には、4の場所において本件公告の日から開札日の前日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

(2) 入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加要領の3（1）で示す事前提出物を岩美町役場 住民生活課 住宅係に**令和8年9月9日（水）午後5時**までに提出（持参、郵送可）し、入札参加資格の確認を受けること。

イ 代理人により入札を行うことが出来る。

代理人により入札を行う場合は、アの提出書類の他、委任状（入札参加要領様式第4号による。）を令和8年9月25日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ウ 入札参加資格確認を受けた者には（7）の入札保証金について、別途納付書を送付するので、本町が指定する金融機関等において入札書の提出に先立って納付すること。

(3) 現地見学会

令和8年8月18日（火）午前10時から午前11時までの間に実施する。参加希望者は同年8月12日（水）までに4の場所に電話等で申し出をすること。なお、参加希望の申出がない場合は実施しないこととする。

（現地見学をせず入札に参加することは可能）

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札

令和8年10月1日（木）午前9時 役場2階ミーティング室

ただし、郵便等による入札書の提出期限は、令和8年9月29日（火）午後5時 必着とする。

イ 開札場所 役場2階ミーティング室

(5) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、4の場所に送付すること。

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 入札書は、入札参加要領の4に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、（5）の郵便等による入札を行う場合には、密封した「入札書」を更に郵送用の封筒に入れ、令和8年9月29日（火）午後5時 必着で4の場所に送付しなければならない。

また、（7）に掲げる入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した領収証書の写しを入札書の提出と併せて提出することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて提出することができない場合にあっては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

ウ 入札書の作成、提出方法の詳細は入札参加要領を参照すること。

(7) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書の提出に先立って納付しなければならない。

なお、落札できなかった場合は入札参加要領に定めるところにより還付する。

(8) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 資料の閲覧

下記のとおり希望者に建物建設時及び改修時(平成 19 年度)の設計図等の閲覧を実施する。建築当初の図面は劣化しているため見づらくなっている。

(1) 実施方法

閲覧期間：令和 8 年 7 月 13 日（月）から令和 8 年 9 月 9 日（水）まで
（午前 9 時から午後 5 時まで）ただし、土曜、日曜、祝日を除く。

閲覧方法：閲覧を希望する場合はその 3 日前（土・日・祝日を除く）までに岩美町役場 住民生活課 住宅係へ電話で連絡し、日程調整をすること。

閲覧場所：岩美町役場 住民生活課内

(2) 注意事項

ア 資料は売買物件の購入を検討するための参考資料であり、原状と相違している場合は、現状を優先する。

イ 資料の貸与はできない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加要領に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、岩美町財務規則、本件公告又は入札参加要領に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び契約条項

要。別添「公有財産売買契約書（案）」を承知の上、入札すること。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

・詳細は、入札参加要領等による。

・疑義については質問書を使用し、令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時までに電子メールで提出すること。

回答については令和 8 年 9 月 1 日（火）までに岩美町ホームページに掲載する。